

開庁時間の変更(案)について

1 目的	窓口利用者の少ない時間帯において開庁時間を短縮し、業務の効率性を高めることで、職員の働き方改革の推進及び市民サービスの向上を図ります。																																										
2 変更内容	●開庁時間の変更 【変更前】8：30～17：15 【変更後】8：45～16：30 ※職員の勤務時間（8：30～17：15）に変更はありません。 ※開庁時間とは、来庁された方に対しての受付時間を指します。 ※来庁者数の調査を行ったところ、短縮対象にあたる8：30～8：45まで、16：30～17：15までの利用者は全体の約8％という結果でした。 ※時間の設定にあたっては、窓口業務の多い市民課の例を参考に、朝は窓口の準備等に約15分、夕方は機器の片づけやデータ集計、受理した書類の処理時間等に約45分を見込んでおります。 時間帯別利用者割合 <table border="1"> <caption>時間帯別利用者割合 (推定値)</caption> <thead> <tr> <th>時間帯</th> <th>利用者割合 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>~8:44</td><td>2.5</td></tr> <tr><td>8:45~</td><td>4.5</td></tr> <tr><td>9:15~</td><td>5.8</td></tr> <tr><td>9:45~</td><td>6.2</td></tr> <tr><td>10:15~</td><td>6.8</td></tr> <tr><td>10:45~</td><td>7.2</td></tr> <tr><td>11:15~</td><td>6.8</td></tr> <tr><td>11:45~</td><td>5.5</td></tr> <tr><td>12:15~</td><td>4.8</td></tr> <tr><td>12:45~</td><td>5.2</td></tr> <tr><td>13:15~</td><td>6.0</td></tr> <tr><td>13:45~</td><td>6.5</td></tr> <tr><td>14:15~</td><td>6.3</td></tr> <tr><td>14:45~</td><td>5.8</td></tr> <tr><td>15:15~</td><td>5.7</td></tr> <tr><td>15:45~</td><td>5.5</td></tr> <tr><td>16:15~</td><td>2.8</td></tr> <tr><td>16:30~</td><td>2.5</td></tr> <tr><td>16:45~</td><td>2.0</td></tr> <tr><td>17:00~</td><td>1.5</td></tr> </tbody> </table> ●庁舎開閉時刻の変更 開庁時間の変更に伴い、庁舎開閉時刻を以下のとおり変更します。 【変更前】8：00～18：00 【変更後】8：30～17：15 ●土曜開庁時間の変更 開庁時間の変更に伴い、土曜開庁の最適化を図るため土曜開庁時間を以下のとおり変更します。 【変更前】（毎週）8：30～12：00 【変更後】（第2,4週）8：45～16：30 市民課窓口のみ開庁 ※保険年金課国民健康保険窓口は閉庁とします。 ※12：00～13：00は昼休みのため受付時間外とします。 ※国民の祝日にあたる土曜日は閉庁日とします。	時間帯	利用者割合 (%)	~8:44	2.5	8:45~	4.5	9:15~	5.8	9:45~	6.2	10:15~	6.8	10:45~	7.2	11:15~	6.8	11:45~	5.5	12:15~	4.8	12:45~	5.2	13:15~	6.0	13:45~	6.5	14:15~	6.3	14:45~	5.8	15:15~	5.7	15:45~	5.5	16:15~	2.8	16:30~	2.5	16:45~	2.0	17:00~	1.5
時間帯	利用者割合 (%)																																										
~8:44	2.5																																										
8:45~	4.5																																										
9:15~	5.8																																										
9:45~	6.2																																										
10:15~	6.8																																										
10:45~	7.2																																										
11:15~	6.8																																										
11:45~	5.5																																										
12:15~	4.8																																										
12:45~	5.2																																										
13:15~	6.0																																										
13:45~	6.5																																										
14:15~	6.3																																										
14:45~	5.8																																										
15:15~	5.7																																										
15:45~	5.5																																										
16:15~	2.8																																										
16:30~	2.5																																										
16:45~	2.0																																										
17:00~	1.5																																										
3 対象施設	●北本市役所 ●久保土地区画整理事務所																																										

4 変更時期	令和7年10月から
5 期待される効果	●職員の働き方改革の推進を目的とするため、以下のことが期待されます。 ◇時間外勤務の削減 開庁時間を短縮した時間分は、今まで時間外勤務として実施していた事務に充てることができるため、時間外勤務の削減が期待されます。 ◇中長期的な業務効率化・住民サービスの向上 朝礼終礼など時間を確保することで、課、担当単位での業務マネジメント時間に充てることができ、業務に関する情報共有、職員間の連携を深めることで、中長期的な業務効率化や住民サービスの向上につながることを期待されます。
6 住民サービスの担保	●マイナンバーカードや電子申請を活用したオンライン手続 行政手続の電子化を進めており、電子申請サービスなどを利用することで、窓口に来なくても手続が可能です。また、マイナンバーカードがあれば、コンビニ等のマルチコピー機から各種証明書の取得が可能です。 ◇電子申請手続数 46 件 ◇電子申請総数 4,382 件 ＜主要な手続きの一例＞ ◇児童手当の受給資格及び児童手当の額についての認定請求 ◇保育申請内容変更届 ◇マイナンバーカード受取予約 ◇要介護認定申請 等
7 先進自治体	●広島県安芸高田市 R4.10.3 から 9:00～17:00 (45分短縮) ●茨城県つくば市 R5.10.1 から 8:45～16:30 (1時間短縮) ●兵庫県芦屋市 R6.9.2 から 9:00～17:00 (45分短縮) ●茨城県龍ケ崎市 R6.10.1 9:00～17:00 (45分短縮) ●滋賀県彦根市 R6.10.1 から 9:00～16:45 (1時間短縮) ●岐阜県美濃加茂市 R6.11.1 から 8:45～16:45 (45分短縮) ●岐阜県飛騨市 R6.11.1 から 9:00～16:30 (1時間15分短縮) ●千葉県佐倉市 R6.12.2 から 8:45～17:00 (30分短縮) ●福岡県古賀市 R7.1.6 から 9:00～16:00 (1時間30分短縮) ●滋賀県長浜市 R7.1.6 から 9:00～16:45 (1時間短縮) ●愛知県東浦町 R7.2.3 から 8:45～16:00 (1時間30分短縮) ●埼玉県志木市 R7.4.1 から 8:45～16:30 (1時間短縮) ●宮崎県宮崎市 R7.6.2 から 8:45～16:30 (1時間短縮) ●埼玉県久喜市 R7.7.7 から 8:45～16:30 (1時間短縮)
8 その他	●電話受付時間については、現状から変更しません。(8:30～17:15)